

旭区公告第 39 号
令和 8 年 7 月 14 日

大阪市長 横山 英幸

次の者にかかる文書は、所要の調査を行いました、所在不明のため送達不能となりましたので、国民健康保険法第 78 条において準用する地方税法第 20 条の 2 の規定により公告します。

なお、当該送達不能となった文書については、区役所窓口サービス課に保管していますので該当者は申し出てください。

[illegible]